

兵高教組 調査情報

2012年10月15日 15号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

人事委員会勧告(10/15)

実際の賃金は、民間より19,988円低いのに 「行革」カット前の公民較差解消のため、 自宅の住居手当を1,100円引き下げ 55歳超昇給停止・自宅住居手当廃止(来年度より)も勧告

10月15日、兵庫県人事委員会は、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。県「行革」により賃金カットされ、実際には19,988円も民間を下回るのにもかかわらず、「行革」カット前のもらってもいない賃金が民間より486円上回るとして、これを解消するために自宅に係る住居手当の1,100円引き下げ(来年度から廃止)を勧告しました。また、55歳を超える職員の昇給停止も勧告しました。

2012人事委員会勧告の内容(抜粋)

公民較差

民間	県職員	較差
411,278円	(抑制前) 411,764円 (抑制後) 391,290円	486円(0.12%) 19,988円(5.11%)

給与改定の考え方

「第2次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当

給料表等

公民較差解消のため、自宅に係る住居手当を引き下げ(1,600円 500円 1,100円)

自宅に係る住居手当
来年4月1日より廃止

昇給・昇格制度見直し

昇給制度：55歳を超える職員は、標準の成績では昇給停止

昇格制度：給料表の高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減(2013.1.1~)

一時金

民間の年間支給割合(3.95月)と均衡しており、改定なし

現給保障

国では2014年3月末に廃止することが法律で決定するなど状況が変化していることから、他府県の動向及び本県の実情を考慮し適切に対応していく必要がある

改定の実施時期等

自宅に係る住居手当の引下げについては、遡及することなく、条例公布の日から実施する必要がある

これまで年間給与で民間と均衡を図るために行うこととしてきた調整措置については、本県の実情を考慮し、必要な措置を講じることが適当

給与抑制措置について

関係者の努力により、諸条件が整えば、地方公務員法に定める給与決定の原則が尊重されることを期待する

議会及び知事におかれては、職務に懸命に取り組む職員の努力への配慮とともに、その士気高揚や職員が十分に能力を発揮できる働きやすい職場環境の整備に意を用いるよう要請する

2012年県人事委員会勧告に対する書記長談話

兵庫県高等学校教職員組合
書記長 中村邦男

10月15日、兵庫県人事委員会は県職員の賃金等に関する報告と勧告を行った。そのなかで、公民較差では、県「行革」による減額前・後の2つを調査し、実際には減額後に19,988円も民間より低いにもかかわらず、減額前較差を「基本」とし、民間より486円高いのでその分を自宅住居手当を1,600円から500円に引き下げることで解消すべきとした。

高教組は、兵庫教組、県立大学教組とともに、勧告前の数回にわたる人事委員会交渉で、「行革」による減額後の実際の賃金と比較・報告すべきであると何回も指摘・要求したが、それを無視した人事委員会の姿勢を許すことができない。また、55歳超の職員について、「標準の勤務成績では昇給停止」としたことも、学校現場でその年代の教職員が果たしている役割からして、その尊厳を傷つけるもので容認できない。県人事委員会は憲法に保障された労働基本権を不当に制約したための代償機関であり、公務労働者が「人たるに値する生活」を営むことができるように行政と議会に対して報告勧告を行う組織である。にもかかわらず、八コもの建設やパナソニックなど大企業優遇政策を推進して自らまねいた財政難を、教育・福祉切り捨て政策と職員の労働条件切り下げで乗り越えようと県「行革」を強行する県知事と県議会を後押しするような、報告と勧告を行ったことは、「公平」を旨とすべき自らの役割を放棄したものと厳しく指摘せざるを得ない。

「給与構造改革」や県「行革」で賃金が大幅に減額され、超過勤務を強いられ、教職員の生活は年々厳しくなっている。文字通り安心して教育活動に打ち込むことが困難になりつつある。この間、「規制緩和」と称して労働者保護のルールが改悪され、民間でも公務でも、正規雇用が低賃金の非正規雇用労働者に置き換えられている。そのことが、国内の購買力を低下させデフレの悪循環をまねいている。他方で人件費を削減することで大企業は260兆円以上の内部留保を抱えている。大企業の内部留保を社会に還元させ、労働者の賃金を引き上げ、消費増税ではなく富裕層への課税を強化することで、景気回復と財政難の克服を両立させていかねばならない。

今後は、県教委との賃金確定交渉にステージが移行し、生計費原則に基づいた賃金改善、臨時教職員の待遇の抜本的改善、超過勤務の実効ある縮減、自主的研修権の確立、教育活動に支障をきたしている教育予算の増額など切実な要求の実現を求めていくことになる。高教組は、現場教職員の皆さんとともに民間労働者と連帯し、広く県民にも訴えて、要求の実現に全力を尽くすことを表明し、県人事委員会勧告に当たった書記長談話とします。